

付表1

(障害児施設等以外の施設が整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	57,100,000
		21人～40人	115,100,000
		41人～60人	192,300,000
		61人～80人	270,000,000
		81人～100人	348,000,000
		101人～120人	424,900,000
		121人以上	502,900,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	46,000,000
		21人～40人	92,900,000
		41人～60人	155,400,000
		61人～80人	218,900,000
		81人～100人	281,200,000
		101人～120人	344,700,000
		121人以上	407,200,000
就労・訓練事業等整備加算		44,100,000	
大規模生産設備等整備加算		145,100,000	
短期入所整備加算		12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算		13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援加算		9,900,000	
居宅介護整備加算		6,610,000	
避難スペース整備加算		38,300,000	

療養介護	本体	利用定員 20人 以下	103,900,000
		21人 ~ 40人	208,800,000
		41人 ~ 60人	347,900,000
		61人 ~ 80人	489,600,000
		81人 ~100人	630,000,000
		101人 ~120人	770,300,000
		121人以上	910,700,000
		就労・訓練事業等整備加算	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算	145,100,000	
	短期入所整備加算	12,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算	13,900,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	9,900,000	
	居宅介護整備加算	6,610,000	
	避難スペース整備加算	38,300,000	
共同生活援助	本体	定員4人~10人	27,100,000
		短期入所整備加算	12,000,000
		エレベーター等設置整備加算	2,150,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	9,900,000	
	居宅介護整備加算	6,610,000	
	避難スペース整備加算	38,300,000	
	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	28,600,000	
短期入所(短期入所のための整備の場合に限る。)	14,500,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合に限る。)	9,900,000		
居宅介護(居宅介護のための整備の場合に限る。)	6,610,000		

避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	38,300,000
補装具製作施設	14,500,000
盲導犬訓練施設	179,900,000
点字図書館	49,400,000
聴覚障害者情報提供施設	66,000,000
解体撤去工事費(入所系)	13,000,000
解体撤去工事費(通所系)	6,540,000
仮施設整備費(入所系)	23,800,000
仮施設整備費(通所系)	11,400,000

- (注) 1 本体単価と各種加算との合計額を基準額とする(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 2 解体撤去工事費及び仮施設整備費の単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は通所系、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所及び療養介護は入所系の単価を適用する。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

付表2

(障害児施設等の整備の場合)

1事業(1施設)当たりの補助基礎点数

(単位:1施設当たり)

		事業(施設)の種類	補助基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	72,751
			標準	69,287
		21人 ~ 40人	都市部	146,106
			標準	139,148
		41人 ~ 60人	都市部	243,585
			標準	231,986
		61人 ~ 80人	都市部	342,798
			標準	326,475
		81人 ~100人	都市部	441,107
			標準	420,102
		101人 ~120人	都市部	539,265
			標準	513,585
		121人以上	都市部	637,498
			標準	607,141
		訓練事業等整備加算	都市部	30,835
			標準	29,366
	大規模生産設備等整備加算	都市部	101,550	
		標準	96,715	
	短期入所整備加算	都市部	8,368	
		標準	7,970	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,725	
		標準	9,262	
	障害児相談支援整備加算	都市部	6,951	
		標準	6,620	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,629	
		標準	4,409	
	小規模グループケア整備加算	都市部	14,927	
		標準	14,216	
避難スペース整備加算	都市部	26,839		
	標準	25,561		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	40,032
			標準	38,126
		21人 ~ 40人	都市部	80,592
			標準	76,754
		41人 ~ 60人	都市部	134,571
			標準	128,163
		61人 ~ 80人	都市部	189,078
			標準	180,074
		81人 ~100人	都市部	243,585
			標準	231,986
		101人 ~120人	都市部	297,414
			標準	283,251
		121人以上	都市部	352,071
			標準	335,306

訓練事業等整備加算	都市部	30,835
	標準	29,366
大規模生産設備等整備加算	都市部	101,550
	標準	96,715
短期入所整備加算	都市部	8,368
	標準	7,970
発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,725
	標準	9,262
障害児相談支援整備加算	都市部	6,951
	標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,629
	標準	4,409
避難スペース整備加算	都市部	26,839
	標準	25,561
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	20,054
	標準	19,099
障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)		6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)		4,629
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	26,839
	標準	25,561
解体撤去工事費(入所系)	都市部	9,122
	標準	8,688
解体撤去工事費(通所系)	都市部	4,584
	標準	4,365
仮施設整備費(入所系)	都市部	16,737
	標準	15,940
仮施設整備費(通所系)	都市部	7,991
	標準	7,611

(注) 1 本体点数と各種加算との合計点を基礎点とする。

2 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(令和5年8月22日こ成事第432号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。

付表3

(障害児施設等以外の施設が耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	153,000,000
		41人～60人	255,000,000
		61人～80人	358,300,000
		81人～100人	461,700,000
		101人～120人	564,000,000
		121人以上	667,200,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	123,400,000
		41人～60人	206,200,000
		61人～80人	290,200,000
		81人～100人	373,000,000
		101人～120人	457,400,000
		121人以上	540,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		58,500,000
	短期入所整備加算		13,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		18,300,000
	解体撤去工事費(入所系)		17,400,000
	仮施設整備費(入所系)		31,800,000

(注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設整備費の合計額を基準額とする。

2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

3 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

付表4

(障害児施設等が耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基礎点数

(単位:1施設当たり)

事業(施設)の種類			補助基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	199,044
			標準	184,813
		41人～60人	都市部	331,508
			標準	307,807
		61人～80人	都市部	466,369
			標準	433,026
		81人～100人	都市部	599,915
			標準	557,024
		101人～120人	都市部	733,771
			標準	681,310
		121人以上	都市部	867,240
			標準	805,237
		訓練事業等整備加算	都市部	41,989
			標準	38,987
	短期入所整備加算	都市部	9,511	
		標準	8,831	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,146		
	標準	12,206		
解体撤去工事費			都市部	12,213
			標準	11,632
仮施設整備費			都市部	22,240
			標準	21,181

- (注) 1 本体点数と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設整備費の合計点を基礎点とする。
- 2 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(令和5年8月22日こ成事第432号)」により、都市部特例割増加算後の点数であること。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。
- 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

付表5

(障害児施設等以外の施設が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	153,000,000	
		41人～60人	255,000,000	
		61人～80人	358,300,000	
		81人～100人	461,600,000	
		101人～120人	563,900,000	
		121人以上	667,000,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	123,300,000	
		41人～60人	206,100,000	
		61人～80人	290,100,000	
		81人～100人	373,000,000	
		101人～120人	457,100,000	
		121人以上	539,800,000	
	就労・訓練事業等整備加算		58,300,000	
	短期入所整備加算		13,200,000	
	発達障害者支援センター整備加算		18,300,000	
	療養介護	本体	利用定員 40人以下	277,500,000
			41人～60人	462,900,000
			61人～80人	650,700,000
			81人～100人	837,500,000

		101人 ~120人	1,024,400,000
		121人以上	1,210,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	58,200,000
		短期入所整備加算	15,900,000
		発達障害者支援センター整備加算	18,300,000
共同生活援助	本体	定員4人~10人	36,300,000
		短期入所整備加算	15,900,000
解体撤去工事費(入所系)			17,300,000
解体撤去工事費(通所系)			8,400,000
仮施設整備費(入所系)			31,700,000
仮施設整備費(通所系)			15,000,000

- (注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設整備費の合計額を基準額とする。
2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

付表6

(障害児施設等が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基礎点数

(単位:1施設当たり)

事業(施設)の種類			補助基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	193,978		
			標準	184,741		
		41人～60人	都市部	323,122		
			標準	307,735		
		61人～80人	都市部	454,602		
			標準	432,954		
		81人～100人	都市部	584,876		
			標準	557,024		
		101人～120人	都市部	715,300		
			標準	681,238		
		121人以上	都市部	845,423		
			標準	805,165		
		訓練事業等整備加算			都市部	40,861
					標準	38,916
	短期入所整備加算			都市部	9,273	
				標準	8,831	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816	
				標準	12,206	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	107,431		
			標準	102,315		
		41人～60人	都市部	178,900		
			標準	170,381		
		61人～80人	都市部	251,426		
			標準	239,453		
		81人～100人	都市部	324,102		
			標準	308,668		
		101人～120人	都市部	395,722		
			標準	376,878		
		121人以上	都市部	468,247		
			標準	445,950		
		訓練事業等整備加算			都市部	40,786
					標準	38,844
	短期入所整備加算			都市部	11,158	
				標準	10,626	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,816	
				標準	12,206	
解体撤去工事費(入所系)			都市部	12,138		
			標準	11,560		

解体撤去工事費(通所系)	都市部	5,880
	標準	5,600
仮施設整備費(入所系)	都市部	20,600
	標準	21,109
仮施設整備費(通所系)	都市部	10,555
	標準	10,052

- (注) 1 本体点数と各種加算、解体撤去工事費及び仮施設整備費の合計点を基礎点とする。
- 2 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(令和5年8月22日こ成事第432号)」により、都市部特例割増加算後の点数であること。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。

付表7

(障害児施設等(既存施設に限る。)がスプリンクラー設備等の整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基礎点数

事業(施設)の種類		補助基礎点数	
福祉型障害児入所施設	スプリンクラー設備(1㎡当たり)	15	
医療型障害児入所施設	スプリンクラー設備(延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)(1㎡当たり)	29	
	消火ポンプユニット等加算(1施設当たり)	2,218	
	屋内消火栓設備	基本点数	359
		㎡当たり加算	1
		屋内消火栓箱設置数による加算	185
		パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	278
自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置(1施設当たり)	121		
福祉型児童発達支援センター	スプリンクラー設備(1㎡当たり)	7	
医療型児童発達支援センター	屋内消火栓設備	基本点数	359
		㎡当たり加算	1
		屋内消火栓箱設置数による加算	185
		パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	278
児童発達支援事業所			
放課後等デイサービス事業所			
障害児相談支援事業所			
居宅訪問型児童発達支援事業所	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置(1施設当たり)	121	
保育所等訪問支援事業所			

(注) 1 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。